

付属資料

市政に係る重要事項の確認についての答申に至る過程において、様々な意見が出されましたので、以下にその概要を付記します。

住民投票に付そうとする事項

新庁舎建設基本設計の見直し（規模縮小 7000 m²以下及び東庁舎活用）について

要件第1「現在又は将来の住民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であること」について

A 市の存立の基礎的条件（例：市町村合併によって市が消滅する。など）	
「基礎的条件にあたる」とした意見	<ul style="list-style-type: none">・市庁舎建設について市民の福祉にとって軽くない重大な問題。・財政破たんの問題まではいかないがそれに準じるもの。
「基礎的条件にあたらない」とした意見	<ul style="list-style-type: none">・該当しない。・財政の面で関わるように見えるが基礎的条件までは至らない。・見直しの是非を問うならあたらない。
B 市民全体に重大な影響	
「あり」とした意見	<ul style="list-style-type: none">・付け替え道路などの問題は一地区のみの問題に見えるが地元の問題でなく全市的な問題と捉えるべき。・生活道路については一部地域の問題かもしれないが、市民全体の財政に影響を与えるため関係がある。・付け替え道路にかかる問題は、子供たちやお年寄りに関係することであるかもしれないが、自分たちもその立場になるかもしれない。付け替え道路を作ってみて5年後10年後を考えると心配な面もあるため、地域だけの問題でなく全市的な問題をはらんでいる。・該当する。
「なし」とした意見	<ul style="list-style-type: none">・立退き者など一部の市民に影響を与えるが、市民全体には影響を与えない。

その他の意見 要件1について

- ・「見直し」と言っで試案を示しているが、将来変わる可能性がある。用地も変わることもある。白紙になる可能性もゼロではない。試案が変わるかもしれない。請求者側は「変わるかもしれない」と言っている。
- ・変わらないなら温和な住民投票となり、実施してもいいかなと思った。試案が変わるのであれば危険。
- ・請求者側は「東庁舎を使う」、市側は「東庁舎は使えない」と言っている。案が不安定になった場合、あやふやな状況にある。

30年以内の発生確率が南海地震について60%程度、東南海地震について70%~80%とされている。(平成26年5月、中央防災会議、防災対策推進検討会議、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ資料) 大きな災害があった場合、津波などの被災地(豊橋市など)の人を新城市が受け入れなければならない。人口減少、消滅可能性都市という人が減ることではなく防災機能などの視点が請求者側に欠けている。

- ・なぜ重要な事項かの問いに請求者側は答えていない。重要事項の認識が希薄であると思った。
- ・請求代表者は去年までは反対しなかったので請求者側には別の目的があると思った。もし住民投票の請求をするのであれば、他の人が代表となればよいのになぜ代表となったかわからない。
- ・私もそう思う。議会の議事録を見ても請求代表者(前議員)は反対していなかった。議員としてなぜ反対しなかったのか。
- ・市庁舎は、財政面においても機能の点においても現在又は将来の住民の総合的な福祉にさまざまな影響を与えることに間違いないと思う。その時に「見直し」を求める案件であるか、つまり「見直し」というからには対案がないといけない。今回の場合は皆さんの指摘もあるように確固たるものではないが試案が出されている。

市側も請求者側も市庁舎案には受援の視点が欠けている。災害ボランティアを受け入れる機能の観点も抜けている。見直すといっても場合によっては市の財政計画よりも大きな負担になるかもしれない。さまざま憶測が出てくる。

再度見直しをする場合は、どういう理由でどういう内容で見直すという根拠あるものが必要であるが、根拠ある提案がないので答え方が難しい。

要件第2「要件第1該当事項であって、住民の間又は住民、議会若しくは市民の間に重大な意見の相違が認められる状況その他の事情に照らし、住民に直接その賛成又は反対を確認する必要があるもの」について

C 直接その賛成又は反対を確認する必要があるもの	
	<p>「確認する必要はない」とした意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年11月の市長選挙において新庁舎建設は大きな争点の一つとなったが、たとえ僅差、911票差であろうと判断としては重く受け止めなければならない。もう一度同じようなことをする必要があるか疑問。
D 重大な意見の相違が認められる状況（①代表質問などの議会における審議の状況、②住民からの請願・陳情の状況、③マスコミ報道等の状況）	
D1 議会、市長の間	<p>「意見相違がない」とした意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな資料から判断するとない。
D2 住民、議会の間	<p>「意見相違がある」とした意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会については請願が出されたが採択6名、不採択11名、半々ではないが約1:2となっているため、議会の中でも意見の差もあると考える。 <p>「意見相違がない」とした意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そのような話題はやっていないからない。
D3 住民、市長の間	<p>「意見相違がない」とした意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大多数の人は議論していない。 ・市長選の争点だったかもしれないが市長を選ぶ選挙なので、得票数が市庁舎問題についての市民意見ではない。 ・請求者は「見直してほしい」、市は「見直す可能性がある」と説明しており意見のぶつかりがあまりない印象を受けた。 ・市長選挙において庁舎建設が争点になり僅差だったが決着した。それが本当の民主主義。その結果に従って進めるのが行政である。

D4 住民の間（賛成反対に関わる議論に全市的な広がりがあり、かつ、賛成・反対の状況が一定程度均衡していること。一部の市民団体だけが賛成・反対の運動を行っている状況でないこと。）

「意見相違がない」とした意見

- ・ 請求者の3分の1の署名が集まるか自信がないという発言から、市民間で意見が二分している状況でなく、市民の一部が運動していると捉えられても仕方がない。
- ・ 住民全体で見ると意見の大きな相違はない印象。興味のない訳ではないが自分から積極的に情報を取りに行かない人がほとんど。多くの人は宙ぶらりんで全体としての対立はない。
- ・ 毛細血管のように全市的に議論が広がって盛り上がっているかというとなし。支所の建設計画も関係しているかもしれない。
- ・ 賛成というよりは、できた庁舎をどう使っていくかという人と反対の人とは方向性が違うため意見の相違とは違う。
- ・ 若い世代はよくわからないと思うので、全市的な盛り上がりがない。つまり意見相違がないことに繋がる。

「わからない」とした意見

- ・ 一部地域にはみられるが、全体ではわからない要素が多すぎる。
- ・ 若い世代はわからないと思う。
- ・ 市長に逡巡するものではなく、議会も意見が拮抗して二分しているわけではないので、この限りにおいては住民投票にゆだねなくては決着がつかない状況ではない。一般市民の感覚はつかめていない中で、このたびの求める会の請求となった。市民の会としては積極的に活動してこられてきたように見受けられるが、それが全市民的な盛り上がりとなっているかは個人的には不明。

市の計画に賛成でも、反対でもない。支所を重視する政策であるが、支所管内の人は意見することは難しいと思う。新城地区の人の意見もわからない。

E 極めて単純な形式（的確に住民の意思を確認できるか）

E1 議論が収れん（賛成・反対で住民の意思確認が行える程度か）

ある程度知っている。そのうえで「賛成」「反対」を言える。

「住民が理解したうえで賛成・反対を言える状況」とした意見

- ・住民投票の手続きが始まり市民まちづくり集会までには、議論は収れんされるであろう。

「住民が理解したうえで賛成・反対を言える状況ではない」とした意見

- ・一部の市民の間では議論が深まっているが、一般市民は資料をもらってもあまり読まない。議論は収れんされている状況ではない。この状況で○×をつけるのは難しい。
- ・設計について専門家を入れた案を示すことができれば議論する題材となったが、見直しをする根拠にならない。
- ・現（請求）時点で「規模は 9,000 m²でなく 7,000 m²、東庁舎は残す」という主張に対する議論は収れんされていない。市民は理解していないのでは。

E2 意思確認をする要素が複数包含（いろいろなことを聞いている）

「複数包含してない（一つのことを聞いている）」とした意見

- ・立地などの条件を含んでおらず規模の大小だけであるため、複数の問題を含んでいない。

「複数包含している（いろいろなことを聞いている）」とした意見

- ・複数の要素がある。
- ・単純に「見直すか、見直さないか」という住民投票では、現計画案に特に不満がなくても安くなるのであれば「見直してほしい」とみんな思うと予想できる。結果が想定できる。そうなると住民投票する必要性がない。
意思確認する要素がとてまたくさんある。市民まちづくり集会でも複数の要素が出てくると思う。東庁舎を残すか残さないか、付け替え道路をどうするか、構造の部分だけでもきりがないので単純な○×で判断するには難しい。
- ・「7,000 m²以下」及び「東庁舎活用」の要素が含まれており 4 パターンとなる。「反対」と投票した人の内、市の案に賛成した人は一部しか把握できない設問となり非常に不適切。

その他の意見 要件2について

- ・私は両者の主張を聞いて腹が固まった。この条例を乗り越える根拠が認められない。
- ・住民投票をクリアするのは大変難しい。署名を15,000人分集めないといけな。かなりシビア。代表者は何を考えているか知りたい。
- ・請求者側に耳を傾ける部分もあるが、せいぜいエピソード程度の話。対案と言っているが市の案の土俵の中の話であって、とても対案に見えない。よって重大な問題だとは思わない。
- ・議会はどの程度まで対案として期待していたのか。推測だが技術的に難しいので案を詰めることが難しかった。その結果、見直しという妥協となった。
もっと対案を議会とやりあってほしかった。議会が対案を出せと言ったといっているが、行政案と試案を技術的に比べるのは難しい。
- ・対案ではないと言っていた。見直しをしてほしいと言っている。我々も議論のしようがない。見直すべき根拠、財政面について請求者は言っていたが、市側は自信をもって20年でなくなると言っていた。
- ・まちづくり集会までの間に収れんして、当初の予算金額を守りますという発言が出れば言質を取る意味はあるし、住民投票の対象となる。
- ・市長が最終判断する段階でどのような判断材料が示されるか、計画そのものの再検討は当然ありうると言われれば根拠になる。
- ・議会で対案を示してほしいと言ったのは誰が言ったのか。夏目議長が議長という権限で言ったのか。ここでは、議会の指摘を受けてと請求書に書いてあるが、あの時の議事録を見ても対案を示せと書いていない。今日、説明者も明言しなかった。議会として対案がないから不採択だとはあの議事録を読む限りなっていない。請求書そのものに表現上の事実が間違っていることが今日の質問でわかった。

もう一つ、請求書によれば自治基本条例の柱でもある住民投票の趣旨に基づき、住民投票条例があるから、それを使ってみようとの判断もあったようである。だが、議会は当初粛々と全員で賛成して動いてきた。議会がもめることもなく市長の計画を認めてきた。にもかかわらず、最後のところで住民投票条例があるからここで住民投票をかけようかということは、議会についてどう考えているのか。市民の意思を直接示すことは大切であるが、見直しを求めるには、論拠と対案が必要であろう。

請求書の文書そのものがあるほどというものであれば、住民投票に付すべきと言えるのだが、そうならないと判断せざるを得ない。

その他

- ・市の計画では合併特例債が活用できるが、市民試案により計画の見直しを行った場合、合併特例債期限に間に合わない可能性がある。その時は市民負担が増大する。また、東庁舎活用の観点では、大地震が発生したときに、倒壊を免れても再利用は不可能であるため、大改修や建て替え費用など新たな投資が発生する。
- ・市民自治会議の協議に時間を掛け過ぎているという請求者側の意見もあったが、求められている諮問に対して該当法規に基づいて適正に議論している。市住民投票条例は平成26年4月1日に施行しているため、速やかに請求する時間的余裕はあったのではないかと思われる。
- ・請求者側の庁舎建設の工程計画を鑑みての早期結論の要望に対し、市民自治会議の権限で、意見を取りまとめる契機として市長の考えと請求者の考えを双方で出し合うことを提案したが、請求者側が辞退された経緯があるため、これをもって議論を終了することとした。